

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年3月23日（令和8年（行情）諮問第403号ないし同第406号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第642号ないし同第645号）

事件名：特定課室における「国民の声」に対する対応に関する文書の不開示決定に関する件

特定課室における「国民の声」に対する対応に関する文書の不開示決定に関する件

特定課室における「国民の声」に対する対応に関する文書の不開示決定に関する件

特定課室における「国民の声」に対する対応に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年11月18日付け厚生労働省発総1118第1号ないし同第4号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由（原処分に共通）

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁は、開示請求に伴う事務手続きの作業を嫌ったため、審査請求人の希望する情報を満たさない文書への補正を強要し、それを審査請求人に拒否されたことを、理由として、「特定がなされなかった」として、不開示決定に持ち込んだものである。従って不開示処分は違法であり、取り消されなくてはならない。

なお、補正を求めた際の理由として、「文書が一万ページに及び作業に5年以上を要するため」との趣旨の文言があったが、通常一万ページ程度

の開示作業にでは、他の業務を遂行したうえであっても、5年以上の期間を要することは考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨（原処分に共通）

1 本件各審査請求の経緯等

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年9月21日付け（同月24日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書について各開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁が令和7年11月18日付け厚生労働省発総1118第1号ないし同第4号により不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年12月18日付け（同月22日受付）で、本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

（1）本件対象文書の特定について

ア 補正を行うまでの経緯

処分庁は、本件各開示請求を受け、各行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載（本件対象文書に同じ。）から開示請求対象として推定される行政文書として、処分庁で受け付けた厚生労働省HPの「「国民の皆様の声」募集送信フォーム」（以下「送信フォーム」という。）から投稿される内容（以下「国民の声メール」という。）が該当するものとし、本件開示請求に対する措置を検討したところ、審査請求人が請求している令和3年度から令和6年度までの国民の声メールが合計で約7,000ページの文書量であることが判明した。

そこで、処分庁は、行政文書の不開示理由等の必要な判断を適切に行うため、本件開示請求で審査請求人が開示を求める行政文書の範囲等について、次のとおり、審査請求人に対して補正依頼をした。

イ 1回目の補正依頼について

処分庁は、対象文書と考えられる国民の声メールは、投稿者が送信フォームに記入した投稿者の個人情報が多く含まれ、ほぼ全ての情報が不開示情報に該当する見込みであること、国民の声メールの文書量が大量で、開示事務手続きには相当な期間が必要であることから、請求内容の範囲の絞り込みを含め、請求内容の補正を依頼したところ、審査請求人は、「文書の特定に係る請求内容の補正を行わず、すべての内容の開示を希望する。」旨を回答した。

ウ 2回目の補正依頼について

処分庁は、上記イの回答を踏まえ、あらためて対象文書の文書量が

大量で全てを開示対象とすると開示事務手続には相当な期間が必要となり、通常の業務に支障をきたしかねないことから、対象文書の絞り込みを依頼したところ、審査請求人からの回答はなかった。

エ 小括

上記アから上記ウまでのとおり、処分庁は、審査請求人に対して2度、相当の期間を設けて補正を求めたにもかかわらず、いずれの補正においても、本件対象文書の十分な特定がなされなかったため、本件開示請求については、法4条1項2号の要件を満たさない請求として、法9条2項の規定により、不開示とした。

(2) 不開示情報該当性について

本件審査請求については、不開示を維持するのが相当であるが、仮に、国民の声メールを開示対象行政文書とする場合を検討すると、同文書には、投稿者からの投稿内容、氏名、住所、メールアドレス、電話番号、投稿内容、及び、回答した内容の一部が含まれている。これらの情報は、法5条1号による個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ、同号イからハまでの情報には該当しないため、これらの情報は、不開示とすることが相当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「処分庁は、開示請求に伴う事務手続きの作業を嫌ったため、審査請求人の希望する情報を満たさない文書への補正を強要し、それを審査請求人に拒否されたことを、理由として、「特定がなされなかった」として、不開示決定に持ち込んだものである。したがって不開示決定は違法であり、取り消されなくてはならない。」旨、「なお、補正を求めた際の理由として、「文書が一万ページに及び作業に5年以上を要するため」との趣旨の文言があったが、通常一万ページ程度の開示作業にでは、他の業務を遂行した上であっても、5年以上の期間を要することは考えられない。」旨を主張している。

(1) 開示事務に必要な期間の試算

この点、仮に、約7,000ページの開示対象文書の開示事務（不開示部分にマスキング等を行う等）を行うとして、ひと月に100枚の事務処理を完了させるペースで事務処理をする場合を試算すると、当該作業をすべて完了させるまで約70ヶ月（約5年10ヶ月）の期間を要することとなる（注）。

（注） 7,000枚÷月100枚＝約70か月（約5年10ヶ月）

(2) 諮問庁の意見

上記（１）を踏まえ、本件開示請求についてみると、開示請求対象と推定される文書が約 7, 0 0 0 ページの文書量があるため、万が一、このまま本件開示請求に対応するとなれば、行政機関の本来の業務を停止する等、行政機関のいたずらな疲弊を招く結果になりかねない。

したがって、審査請求人に対する補正依頼を通じて、開示請求対象文書の範囲を具体的に記載頂くことで絞り、より真に必要な文書の特定を求めた処分庁の判断は妥当であり、審査請求人の主張は、当たらない。

5 結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---|
| ① 令和 8 年 3 月 2 3 日 | 諮問の受理（令和 8 年（行情）諮問第 4 0 3 号ないし同第 4 0 6 号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年 9 月 2 8 日 | 審議（同上） |
| ④ 同年 1 0 月 6 日 | 令和 8 年（行情）諮問第 4 0 3 号ないし同第 4 0 6 号の併合及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件各開示請求については、審査請求人に補正を求めたにもかかわらず、対象行政文書の十分な特定がなされず、形式上の不備がある不適法な請求であるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- （１）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 行政相談室では施策などをもっていないため、「国民の声」に寄せられる御意見等について実際に判断・対応するのは各部局となり、各部局において「国民の声」に対する対応方針を検討し、必要に応じ送信者への回答まで行うことになる。上記については、行政相談室で判断・対応は行っておらず、あくまで寄せられた御意見等を担当部局に機械的に転送するものになる。ただし、例外的に行政相談室において、「国民の声」のうち厚生労働省の所管外と判断したものについて、他省庁等を案内する対応を行うことがある。

イ 業務の流れとしては、厚生労働省ウェブサイトの「国民の皆様の声」

送信フォームから送信されたメールを、内容により行政相談室から担当部局に転送する。

この際、内容から厚生労働省内で転送することができない、他省庁等の担当であると判断できるものについて行政相談室からメール送信者の方に対し、他省庁等をメールで案内する。

ウ 本件対象文書について、令和7年10月8日付の補正書で対象文書を厚生労働省ウェブサイト「国民の皆様の声」の送信フォームから送信されたメールに対し、行政相談室からメール送信者の方に回答したメールと推定している。この推定について審査請求人からも特に意見がないため、少なくとも当該メールが対象文書に当たるものと考えている。当該メールについては先に述べたとおり、他省庁等を案内するものであるが、個人情報などの不開示情報が多く含まれ、これだけでも4年分（令和3年度から令和6年度）で数千ページに及ぶ。

エ 本件（国民の声）の開示請求で特定される文書は、個別の意見の内容と処理結果がセットになったものが1つの文書としての性格を有するものではあるが、標準文書保存期間基準（保存期間表）の「小分類（行政文書ファイル等の名称）」において、「○年度 国民の皆様の声」となっているため、開示請求における件数としては、意見の件数には左右されず、各年度分がそれぞれ1件（1文書）となる。

（2）以下、検討する。

ア 法4条1項2号は、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定するところ、同号にいう「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることを意味すると解されている。

イ 上記第3及び上記（1）における諮問庁の説明並びに2回の求補正に際し発出された各文書の記載を踏まえると、処分庁において、本件対象文書がいかなる内容の文書であるか、すなわち当該行政文書を他の行政文書と識別する基準は何かといったことは開示請求書の記載から認識できており、審査請求人に対する求補正は、諮問庁が説明するとおり、「開示請求対象文書の範囲を具体的に記載頂くことで絞る」ことを意図して行われたにすぎないものと判断される。そして、当該行政文書の探索の範囲や、開示請求に係る行政文書の数え方（開示請求手数料にも関連することとなる。）に疑義が生じていたといった事情も認められないのであるから、本件開示請求には、開示請求の対象となる行政文書の特定が不十分であるという形式上の不備があるとは認められない。

ウ 審査請求人は、1回目の求補正に際しての補正書で「文書の特定に係る請求内容の補正を行わずすべての内容の開示を希望する。」旨の意思表示を行っており、2回目の求補正に際して応答しなかったことをもって当該意思表示を撤回したと解すべき事情は認め難いから、本件対象文書の全てが請求対象であることは明らかであり、また、そもそも、上記イのとおり、本件開示請求については、補正がない場合でも、当初から行政文書の特定はなされているものと認められるから、形式上の不備を理由として不開示とすることは許されないというほかなく、したがって、原処分は取消しを免れない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められず、本件対象文書を対象として、改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象文書）

本件対象文書 1（諮問第 4 0 3 号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室における、「国民の声」に対する
対応に関する文書 令和 3 年度

- ・ （「どのような相談があり」、「どのような理由・判断で」、「どのような対応が行われたか」がわかる文書）

本件対象文書 2（諮問第 4 0 4 号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室における、「国民の声」に対する
対応に関する文書 令和 4 年度

- ・ （「どのような相談があり」、「どのような理由・判断で」、「どのような対応が行われたか」がわかる文書）

本件対象文書 3（諮問第 4 0 5 号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室における、「国民の声」に対する
対応に関する文書 令和 5 年度

- ・ （「どのような相談があり」、「どのような理由・判断で」、「どのような対応が行われたか」がわかる文書）

本件対象文書 4（諮問第 4 0 6 号）

厚生労働省大臣官房総務課行政相談室における、「国民の声」に対する
対応に関する文書 令和 6 年度

- ・ （「どのような相談があり」、「どのような理由・判断で」、「どのような対応が行われたか」がわかる文書）